

注 平成22年3月の改正から改正経緯を付した。

改正	平成22年3月31日21世障施第2313号	平成23年3月31日22世障施第2327号
	平成24年3月30日23世障施第2288号	平成24年6月29日24世障施第507号
	平成25年3月29日24世障施第2396号	平成26年3月31日25世障施第2327号
	平成26年12月26日26世障施第1781号	平成27年3月31日26世障施第2271号
	平成27年6月30日27世障施第582号	平成28年3月31日27世障施第2156号
	平成28年6月30日28世障施第472号	

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき重度障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、もって日常生活を容易なものとすることを目的として実施する世田谷区重度障害者（児）日常生活用具給付事業（以下「給付事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（給付の種目・品目及び対象者等）

第2条 給付する日常生活用具の種目及び品目は、別表第1の種目欄及び品目欄に掲げるとおりとし、その対象者は、世田谷区内に住所を有する別表第1対象者の欄に掲げる者とする。ただし、区長が必要と認める場合は、これらの者以外の者に給付することができるものとする。

2 給付事業及び世田谷区難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（世在サ発第76号）に基づく事業により日常生活用具の給付を受けた者に対しては、当該日常生活用具と同一品目に属する日常生活用具は給付しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）修理不能により日常生活用具の使用が困難となった場合
- （2）別表第1の耐用年数欄に規定する期間を経過した後、再給付の方が部品の交換よりも合理的かつ効果的であると認められる場合
- （3）別表第1の耐用年数欄に規定する期間を経過した後、操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が重度障害者（児）の日常生活用具の使用効果が向上する場合
- （4）別表第1に規定する視覚障害者用視覚情報読上げ装置を給付する場合（過去に視覚障害者用視覚情報読上げ装置として類似の機能を有するものを給付した場合を除く。）
- （5）別表第1に規定する情報・通信支援用具を給付する場合（過去に情報・通信支援用具として類似の機能を有するものを給付した場合を除く。）

3 給付する日常生活用具の限度額は、別表第1の基準額の欄に掲げるとおりとする。

（給付の申請）

第3条 日常生活用具の給付に当たっては、区長は、日常生活用具の給付を申請する対象者又はその扶養義務者（以下「申請者」という。）に対し、その居住地を所管する総合支所保健福祉課長に次に掲げる書類（第3号から第6号までに掲げる書類は、住宅改修費に係る給付の申請をする場合に限る。）を提出させ、給付及び一部負担金の決定を受けさせるものとする。

- （1）日常生活用具給付申請書（第1号様式）
- （2）見積書
- （3）工事計画書
- （4）工事計画書図面
- （5）家屋所有者の承諾書
- （6）家屋賃貸借等契約書の写し（自己所有住宅以外の者）

（調査）

第4条 区長は、前条の申請書の提出があったときは、申請者の経済状況、身体状況、家屋環境、住

宅環境等を実地調査し、日常生活用具調査書（第2号様式）を作成し、日常生活用具の給付の可否を決定するものとする。

2 区長は、18歳未満の者に対する日常生活用具の給付の決定に際しては、必要に応じて児童相談所長の意見を聴くものとする。

（給付の決定等）

第5条 区長は、前条の規定により日常生活用具の給付の決定をしたときは、申請者に、その旨及び当該申請者又はその扶養義務者が負担する金額（以下「利用者負担額」という。）を日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）により通知し、日常生活用具給付券（第4号様式）を交付するものとする。

2 利用者負担額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、給付する日常生活用具の額が別表第1の基準額の欄に定める額を超えるときは、当該超過する額（以下「超過負担額」という。）を加算した額とする。

3 区長は、第1項の給付の決定をした者（以下「給付決定者」という。）に対して、あらかじめ協定を締結した事業者（以下「事業者」という。）に日常生活用具給付券を提示させ、当該事業者を通じて当該日常生活用具の給付を行うものとする。

4 区長は、第1項の給付の決定をしたときは、日常生活用具給付事業者連絡票（第5号様式）を事業者に交付するものとする。

5 区長は、住宅改修費に係る給付をしたときは、給付決定者又はその扶養義務者に工事完了後速やかに日常生活用具工事完成届（第6号様式）を提出させるものとする。

6 区長は、前項の規定による完了届の提出があったときは、速やかに実地調査を行い、工事計画に基づく工事の施行について、次に掲げる措置をとるものとする。

（1）工事の施行状況が適当と認められた場合は、設備の使用を承認する。

（2）工事施行瑕疵のある場合は、事業者に対し改善を求めるよう申請者を指導する。

（3）申請者が工事計画の内容を著しく変更して事業者に工事を指示したことが明らかに認められた場合は、第1項の給付の決定を取り消すことができる。

7 区長は、日常生活用具の給付を行わないことに決定したときは、申請者に、日常生活用具不支給決定通知書（第7号様式）によりその旨を通知するものとする。

（事業者への支払い）

第6条 区長は、前条第1項及び第2項の規定により給付決定者又はその扶養義務者が負担する金額を当該給付決定者又はその扶養義務者から事業者に直接支払わせるものとする。

2 区長は、前条第3項の協定に定めるところにより、給付した日常生活用具に要した額から利用者負担額（超過負担額を含む。）を減じた額を事業者に支払うものとする。

（給付物件の管理）

第7条 区長は、日常生活用具の給付を受けた給付決定者及びその扶養義務者に対し、当該日常生活用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない旨を指導するものとする。

2 区長は、日常生活用具の給付を受けた給付決定者及びその扶養義務者に対し、日常生活用具を最善の注意をもって維持し、及び管理するよう指導しなければならない。

3 区長は、日常生活用具の給付を受けた給付決定者及びその扶養義務者が、前項の規定による注意を怠って当該日常生活用具を破損等した場合には、再給付を留保することができる。

4 区長は、日常生活用具の給付を受けた給付決定者及びその扶養義務者が、第1項の規定に違反した場合には、当該障害者及びその扶養義務者に対して改善命令を行うものとする。

5 区長は、日常生活用具の給付を受けた給付決定者及びその扶養義務者が、前項の命令に従わない場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（介護保険法の規定に基づく住宅改修費との調整）

第8条 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく住宅改修費の支給対象者（40歳以上65歳未満の特定疾病者に限る。）が同法の支給対象となる住宅改修を行う場合は、同法の規定に基づく住宅改修費の支給を受けてなお不足する部分のみこの事業の給付の対象とする。

附 則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

- 2 「重度心身障害者（児）日常生活用具及び設備改善費給付等要綱」（昭和48年4月17日48世厚福発第51号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 旧要綱の規定により行った申請、その他の行為は、この要綱の規定により行ったものとみなす。
- 4 別表に掲げる種目のうち「家具転倒防止器具等」については、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間、要綱3ただし書きの規定を適用しない。ただし、別表の基準額を超える額については、当該給付対象者又はその扶養義務者の負担とする。

附 則

この要綱は、平成3年4月15日に改正し、平成3年4月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年8月1日に改正し、平成3年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年3月4日に改正し、平成4年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日に改正し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月9日に改正し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年6月22日に改正し、平成4年6月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日に改正し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月22日に改正し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年11月15日に改正し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年3月22日に改正し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月20日に改正し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日に改正し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年12月18日に改正し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日に改正し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年2月20日に改正し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年3月27日に改正し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年11月17日に改正し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年3月17日に改正し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日に改正し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年3月30日に改正し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月21日に改正し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月21日に改正し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年3月25日に改正し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年7月12日に改正し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年8月26日に改正し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年6月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月31日20世障施第2096号）

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日21世障施第2313号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日22世障施第2327号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日23世障施第2288号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日24世障施第507号）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日24世障施第2396号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日25世障施第2327号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日26世障施第1781号）

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日26世障施第2271号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日27世障施第582号）

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日27世障施第2156号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日28世障施第472号）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

省略

別表第2（第5条関係）

（単位；円）

		徴収基準月額			
		当該身体障害者が世帯主又は最多収入者	その他	2人目以降の者の加算基準月額	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	
B	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税額が0円の世帯	0	0	0	
C 1	A階層を除き前年分の所得税額が0円の世帯	1,120	2,250	450	
C 2	A階層を除き前年分の所得税額が0円以外の世帯	1,450	2,900	580	
D 1	A階層を除き前年分の所得税額が0円以外の世帯であって、その所得税額の世帯合算額の区分が次の区分に該当するもの	4,800円以下	1,720	3,450	690
D 2		4,801円以上9,600円以下	1,900	3,800	760
D 3		9,601円以上16,800円以下	2,120	4,250	850
D 4		16,801円以上24,000円以下	2,350	4,700	940
D 5		24,001円以上32,400円以下	2,750	5,500	1,100
D 6		32,401円以上42,000円以下	3,120	6,250	1,250
D 7		42,001円以上92,400円以下	4,050	8,100	1,620
D 8		92,401円以上120,000円以下	4,670	9,350	1,870
D 9		120,001円以上156,000円以下	5,770	11,550	2,310
D 10		156,001円以上198,000円以下	6,870	13,750	2,750
D 11		198,001円以上287,500円以下	8,920	17,850	3,570
D 12		287,501円以上397,000円以下	11,000	22,000	4,400
D 13		397,001円以上929,400円以下	13,070	26,150	5,230
D 14		929,401円以上1,500,000円以下	20,170	40,350	8,070
D 15		1,500,001円以上1,650,000円以下	21,250	42,500	8,500
D 16		1,650,001円以上2,260,000円以下	25,720	51,450	10,290

D 17	2,260,001円以上3,000,000円以下	30,620	61,250	12,250
D 18	3,000,001円以上3,960,000円以下	35,950	71,900	14,380
D 19	3,960,001円以上	全額	全額	左の徴収基準月額の10パーセント。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円

備考

- 2人目以降の者の加算基準月額は、同一月内に同一世帯の2人以上の障害者について日常生活用具の給付が行われた場合の2人目以降の者について適用する。
- 徴収基準月額又は2人目以降の者の加算基準月額が日常生活用具の給付に要する費用の額を超えるときは、当該費用をもって徴収基準月額又は2人目以降の者の加算基準月額とする。
- 備考2の規定にかかわらず、日常生活用具の給付に要する費用の額が別表第1に掲げる基準額を超えるときは、超えた部分は対象者又はその扶養義務者の負担とする。
- 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 毎年度のこの表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

注1 この表において「市町村民税額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税の額（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。）から同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち16歳未満である者の数に330,000円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満である者の数に120,000円を乗じて得た額とを合算した額に世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）第18条第1項に規定する税率を乗じて得た額を減じた額をいい、「所得割額」とは、市町村民税から地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割を減じて得た額をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては地方税法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合にはその額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては同法第314条の7、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

注2 この表において「所得税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第89条第2項に規定する課税総所得金額から同法第2条第1項第34号に規定する扶養親族のうち16歳未満である者の数に380,000円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満である者の数に250,000円を乗じて得た額を減じた額を課税総所得金額とした場合の、同法第89条第1項の規定並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

別表第3
省略